

地震・高潮等対策

補助：地震・高潮対策事業、低地対策事業

1 事業概要

地震・高潮対策事業

台風や地震によって発生する津波・高潮により被害を生ずるおそれのある地域について、防潮水門、防潮堤防等の整備を実施します。
(津波・高潮対策事業)

都市区域に係る河川のうち、特に耐震対策を必要とする河川について、耐震対策を実施します。(耐震対策事業)

低地対策事業

既成市街地の浸水多発地域あるいは低地地域（ゼロメートル地帯等）において、浸水被害の防止と土地の有効利用を図るため、市街地再開発事業等の他事業と一体となって堤防等を整備します。(都市河川総合整備事業)

地盤沈下の著しい地域において、内水対策等の必要な河川について、排水機場、水門の設置等の整備を行います。(地盤沈下対策事業)

2 補助率

補助 地震・高潮対策事業

- 津波・高潮対策事業
一級、二級河川 都市 3/10(地方 4/10)
- 耐震対策事業
一級、二級河川 都市 3/10(地方 4/10)

補助 低地対策事業

- 都市河川総合整備事業
一級、二級河川 3/10
- 地盤沈下対策事業
一級、二級河川 4/10

3 事例

目黒川（東京都） 防潮堤防の整備



●イメージ



三陸地区（津軽石川）（岩手県） 防潮水門の整備

